

# 由良川地域森林計画書（変更）

（由良川森林計画区）

京丹波町・福知山市・舞鶴市・綾部市  
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

計画期間 自 令和3年4月1日  
至 令和13年3月31日

計画決定 令和6年12月 日

（ただし、この計画書の効力は、令和7年4月1日から生じることとする。）

京都府

## ■ 変更する理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、森林の現況、社会経済状況の変動により、計画の対象とする森林の区域、森林整備に関する事項、森林の保全に関する事項、間伐の計画、林道の開設及び拡張に関する計画、保安林の整備に関する計画の変更を行います。

なお、当該森林計画変更の効力は、令和7年4月1日より生ずることとなります。

※下線部は現行計画からの変更箇所

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

(1) [略]

(2) 面積 (R6.4.1 現在)

総土地面積 238,937ha

森林面積 184,429ha

うち民有林面積 179,785ha (うち計画対象森林 179,476ha)

(3)～(7) [略]

2～3 [略]

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分		面 積	備 考	
振興局	市町村			
南丹広域 振興局	京丹波町	24,758	<p>1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。</p> <p>2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所は、京都府農林水産部林業振興課及び関係京都府広域振興局とします。</p>	
中丹広域 振興局	福知山市	41,545		
	舞鶴市	26,150		
	綾部市	<u>26,148</u>		
丹後広域 振興局	宮津市	<u>11,908</u>		
	京丹后市	<u>36,050</u>		
	伊根町	4,912		
	与謝野町	<u>8,005</u>		
総数		<u>179,476</u>		

R6.4.1 現在

第 2 ~ 第 7 [略]

別表 1 ~ 2 [略]

Ⅲ (附) 参考資料 [略]